



資料編

1 千代田区男女平等推進区民会議委員名簿(第3期)

(敬称略)

任期:平成17年5月27日～平成19年3月31日

役名	氏名	
会長	藤原房子	ジャーナリスト
副会長	金丸精孝	人権擁護委員(弁護士)
	堀口悦子	明治大学 情報コミュニケーション学部助教授
	土堤内昭雄	(株)ニッセイ基礎研究所 主任研究員
	鍋木美知子	ちよだ女性団体等連絡会
	小林由美	千代田区婦人団体協議会
	大山恵子	千代田区民生・児童委員協議会
	杉本真紀子	千代田区教育委員会指導主事 (～平成18年3月31日)
	青木雄二	千代田区教育委員会指導主事 (平成18年4月1日～)
	小山千恵	児童・家庭支援センター運営協議会
	小林一康	東京青年会議所千代田区委員会
	鳥居比佐子	公募(在住)
	小松亜子	公募(在勤)
	塩入康史	公募(在勤)
	山崎久子	公募(在勤)

2 千代田区男女平等推進区民会議開催経過

平成17年度

回	開催日時・場所	議題等
1	平成17年5月27日(金) 午後6時30分～8時30分 : 区役所8階第3委員会室	(1)委嘱状伝達 (2)区民会議の役割と今後の進め方説明 (3)委員自己紹介 (4)会長・副会長選出 (5)報告事項 現行計画(平成16年度末)進捗状況 千代田区における審議会等女性委員の割合の推移 平成17年度男女共同参画週間における区の取り組み
2	平成17年8月30日(火) 午後6時30分～8時30分 : 区役所8階第3委員会室	(1)男女共同参画に関わる国・東京都等の動き (2)第3次千代田区男女平等推進行動計画策定に伴う区民等への意識調査について (3)第3次千代田区男女平等推進行動計画策定に伴う意識調査委託先選定について (4)これまでの男女平等推進行動計画について (5)男女共同参画センター(MIW)のレイアウトについて
3	平成18年3月2日(木) 午後6時30分～8時30分 : 区役所10階会議室	(1)第3次千代田区男女平等推進行動計画策定に伴う基礎調査結果概要報告 (2)平成18年度区民会議の活動予定

平成18年度

回	開催日時・場所	議題等
1	平成18年5月24日(水) 午後6時30分～8時30分 : 区役所8階第3委員会室	(1)第3次千代田区男女平等推進行動計画策定に伴う基礎調査の報告 (2)第3次千代田区男女平等推進行動計画策定の進め方 (3)現行計画(平成17年度末)の進捗状況 (4)第3次千代田区男女平等推進行動計画策定に向けての提言書作成準備
2	平成18年6月19日(月) 午後6時30分～8時30分 : 区役所10階会議室	(1)第1回区民会議でのご質問に対する回答 (2)第3次千代田区男女平等推進行動計画策定に向けての提言内容の確認(理念・目標・体系など)

3	平成18年7月10日(水) 午後6時30分～8時30分 ：区役所8階第3委員会室	(1)第3次千代田区男女平等推進行動計画に向けての提言内容の検討 ●理念・目標・体系 ●取り組む事項
4	平成18年9月19日(火) 午後6時30分～8時30分 ：区役所8階第3委員会室	(1)第3次千代田区男女平等推進行動計画骨子(案)について (2)区民・企業等に期待される取組み例について
5	平成18年11月21日(火) 午後6時30分～8時30分 ：区役所8階第3委員会室	(1)経過及び今後の予定 (2)第3次千代田区男女平等推進行動計画 素案の検討
6	平成19年3月(予定)	(1)第3次千代田区男女平等推進行動計画と区民会議の役割について (2)今期活動をふり返って

千代田区第3次男女平等推進行動計画策定に伴う基礎調査の概要

【在住者調査】

調査対象：千代田区在住の20歳以上の男女2,000人
住民基本台帳からの層化二段無作為抽出
調査方法：郵送配布・郵送回収法(督促・礼状1回送付)
調査期間：平成17年11月7日～11月18日
調査結果：回収数 741件(回収率 37.1%)
有効回収数 731件(有効回収率 36.6%)

【在勤者調査】

調査対象：千代田区内の事業所に勤務する20歳以上の男女1,000人
「平成13年度事業所・企業統計調査」の対象事業所から産業分類、従業員規模別に500事業所を無作為に抽出し、各事業所を通じて男女従業員1人ずつに依頼。
調査方法：郵送配布・郵送回収法(督促・礼状1回送付)
調査期間：平成17年11月7日～11月18日
調査結果：回収数 340件(回収率 34.0%)
有効回収数 339件(有効回収率 33.9%)

3 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法(条文)

男女共同参画社会基本法(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

目次

前文
第一章 総則(第一条 第十二条)
第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条 第二十条)
第三章 男女共同参画会議(第二十一条 第二十八条)
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取

組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策**(男女共同参画基本計画)**

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定め

なければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱い

その他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理

大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(平成十一年六月二三日法律第七八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附則(平成十一年七月十六日法律第百二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたとそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成十一年十二月二十二日法律第百六十号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

4 国内外の主な動き

	世界	国内
1975年	国際婦人年世界会議 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部(総理府)設置
1976年	国際婦人の10年(～1985年)	
1977年		「国内行動計画」策定
1978年		
1979年	「女子差別撤廃条約」採択	
1980年	国際婦人の10年 中間年世界会議 「国際婦人の10年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」署名
1981年	「ILO第156号条約」(家族的責任を有する労働者条約)採択	「国内行動計画後半期重点目標」策定
1982年		
1983年		
1984年		
1985年	「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准 「男女雇用機会均等法」成立
1986年		
1987年		「2000年に向けての新国内行動計画」策定
1988年		
1989年		
1990年	「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	
1991年		「新国内行動計画」第1次改定 「育児休業法」成立
1992年		
1993年		「パートタイム労働法」施行
1994年		男女共同参画室(総理府)設置
1995年	第4回世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	「ILO第156号条約」批准 「育児・介護休業法」成立
1996年		男女共同参画2000年プラン策定
1997年		「男女雇用機会均等法」改正(1999年4月施行) 「労働基準法」、「育児・介護休業法」一部改正
1998年		
1999年		「男女共同参画社会基本法」成立・施行
2000年	女性2000年会議(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策定
2001年		「配偶者暴力防止法」施行 男女共同参画局(内閣府)設置
2002年		
2003年		「次世代育成支援対策推進法」施行
2004年		「配偶者暴力防止法」改正
2005年	国連「北京+10」世界閣僚級会合 (ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定
2006年		均等法改正(2007年4月施行) 「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催
2007年		

東京都	千代田区	
		昭和50年
都民生活局婦人計画課設置		昭和51年
		昭和52年
「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定		昭和53年
		昭和54年
		昭和55年
		昭和56年
		昭和57年
「婦人問題解決のための新東京都行動計画 男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定		昭和58年
		昭和59年
		昭和60年
		昭和61年
		昭和62年
		昭和63年
	千代田区女性関係施策連絡委員会発足 (1994年「男女平等推進委員会」に改称(庁内))	平成元年
		平成2年
「女性問題解決のための東京都行動計画 -21世紀へ 男女平等推進とうきょうプラン-」策定		平成3年
		平成4年
	専管組織設置(総務課男女平等推進担当主査)	平成5年
	男女平等推進懇談会発足	平成6年
東京ウィメンズプラザ開館		平成7年
	千代田区への50の提言	平成8年
	「千代田区男女平等推進行動計画」 男女平等推進担当課創設	平成9年
「男女平等推進のための東京都行動計画 -男女が平等に参画するまち東京プラン-」策定	男女共同参画センター設置 小学校(全8校)男女混合名簿完全実施	平成10年
	中学校(全5校)男女混合名簿完全実施	平成11年
「東京都男女平等参画基本条例」施行	男女平等・人権課改称 男女平等推進区民会議発足	平成12年
	千代田区がめざす男女共同参画社会の実現に向けて(提言)	平成13年
「男女平等参画のための東京都行動計画 -チャンス&サポート東京プラン2002-」策定	「第2次男女平等推進行動計画」策定 国際平和・男女平等人権課改称	平成14年
		平成15年
		平成16年
		平成17年
	第3次千代田区男女平等推進行動計画 に向けた提言	平成18年
	「第3次男女平等推進行動計画」策定	平成19年

5 千代田区男女平等推進行動計画の流れ

第1次行動計画のポイント（平成9（1997）年度～平成14（2002）年度）

男女平等及び男女共同参画に対する千代田区の考え方を示した行動計画
千代田区男女平等推進懇談会の答申「千代田区への50の提言」に基づき策定
平成10（1998）年に千代田区男女共同参画センターが誕生

基本理念

憲法に定める基本的人権の尊重と両性の本質的平等を基本に、男女が性による固定的な役割分担を克服し、自立した対等な関係で社会のあらゆる分野に参画し、責任を分かち合い、ともに豊かに生きることのできる男女共同参画を創造する

第2次行動計画のポイント（平成14（2002）年度～平成18（2006）年度）

人材や教育環境の豊かさなどの特性を活かし、住み、働き、学ぶ区民が、行政と協働して男女共同参画に取り組むための施策を盛り込んだ計画
千代田区男女平等推進区民会議の提言を受けて策定
入札条件に男女共同参画貢献評価と中小企業への助成・奨励制度など具体策を展開

基本理念

- 一人ひとりが性別に関わりなく『わたらしさ、あなたらしさ』を尊重しあい、個人の能力を発揮し、多様な生き方が出来る社会
- 家庭や地域、職場等において男女が常に助け合い、責任を担い合いながら対等な立場でともに活動に参画し、平等にさまざまな利益を分かち合える社会

第3次行動計画のポイント（平成19（2007）年度～平成23（2011）年度）

区政がめざす〈共生社会づくり〉を男女共同参画の視点からアプローチした計画
従来のDV防止策、両立支援策をさらに掘り下げた重点施策を展開
男女共同参画社会の将来像や目標を具体的に示した計画
千代田区男女平等推進区民会議の提言を受けて策定

基本理念

性別や世代を超えて多様な個性が尊重され、だれもが等しく参画できる共生社会の実現

第3次 千代田区男女平等推進行動計画

発行日：平成19年3月

編集・発行：千代田区政策経営部国際平和・男女平等人権課

〒102-8688 千代田区九段南1-6-11

(平成19(2007)年5月7日より)

〒102-8688 千代田区九段南1-2-1

TEL：03(3264)2111

有償刊行物登録番号

18-5

この冊子は、再生紙でつくられており、大豆インクを使用しています。
千代田区ではISO14001を認証取得し、環境に配慮した活動を行なっています。